

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第38回家きん疾病小委員会概要
(平成23年2月10日開催)

1 宮崎県、鹿児島県、愛知県及び大分県における高病原性鳥インフルエンザの発生概要及び防疫措置について

(1) 1月21日から2月7日までに宮崎県内の11養鶏農場において確認された高病原性鳥インフルエンザについては、宮崎市佐土原町で初発が確認された後、児湯郡内で続発し、その間に延岡市や西臼杵郡、宮崎市高岡町でも発生が確認された。発生は主に肉用鶏農場(8戸)で認められ、採卵鶏農場(1戸)、種鶏農場(2戸)でも発生が確認された。

今回の発生では、短期間で死亡羽数の急激な増加が認められたことから、簡易検査で陽性を確認した後、ウイルス分離を待たずに遺伝子検査の結果に基づいて疑似患畜と判断した。この結果、大規模養鶏団地であった2例目を除き、3日以内に殺処分、焼埋却及び消毒まで完了でき、迅速な防疫措置が講じられた。

(2) 鹿児島県、愛知県及び大分県内では、本病はいずれも採卵鶏農場で発生した。鹿児島県での発生確認日、大分県では発生確認の翌日までに防疫措置が終了し、その後の県内での発生は確認されていない。また、愛知県での発生では羽数が多く、防疫措置の完了まで1週間を要したものの、その後の発生は確認されておらず、防疫措置が奏効したものと考えられる。

(3) 今回のこれまでの発生例では、一部、死亡鳥の増加による通報に遅れが認められたが、概ね早期通報がなされ、迅速な診断及び防疫措置を講ずることができ、防疫対応の遅延による感染拡大に至ることはなかった。

2 疫学調査チームによる調査結果等について

(1) 疫学調査チームの調査により、発生農場の中には、野鳥やネズミ等の野生動物の侵入防止対策が不十分、作業着・長靴等の交換や消毒が不徹底、あるいは、未消毒の地表水を飲用水としての使用などが確認されたところがある。宮崎県においては養鶏場が密集していることから、本病の多発はこれらの要因が関わっているものと推察される。

また、一部の発生農場間で死亡鶏収集業者や飼料運搬業者を介した伝播の可能性も考えられた。

鹿児島県、愛知県及び大分県においては、いずれも単一の発生である。宮崎県における多発の理由を解明するには、農場の衛生対策、人や車両の動き等について、更に分析する必要がある。

- (2) 宮崎県、鹿児島県、愛知県及び大分県の発生農場で分離されたウイルスの遺伝子配列を解析した結果、それぞれの違いはほとんどなく互いに極めて近縁であることが判明した。また、韓国で分離されたウイルスの遺伝子配列と比較した結果、これとも極めて近縁であることが判明した。これらことから、今シーズンに日本や韓国で分離されたウイルスは、その由来を同じくするものと考えられた。
- (3) 宮崎県、鹿児島県を含め、野鳥の感染が各地で確認されていることから、渡り鳥が我が国へのウイルスの侵入源である可能性が高いが、環境省等が実施したガンカモ調査等のデータによると、宮崎県に飛来する渡り鳥は平年と比べて大きな変化はなかった。
また、野鳥の間でウイルスの感染が繰り返され、野鳥の中でウイルス量が増加していることが考えられた。
- (4) 宮崎県等のケースについては、4年前と同様、韓国等から渡り鳥がウイルスを運んできた可能性についても考えられた。
- (5) なお、今般の発生に係る感染源及び感染経路については、引き続き疫学調査を進め、ウイルスの伝播に係わる要因を詳細に分析することとされた。

3 今後の防疫対応について

今後、渡り鳥が北方へ移動し始めることに伴ってウイルスも伝搬される可能性があることから、近隣に湖沼等があるなど野鳥の飛来ルート近くに位置する養鶏農場はもとより、全国全ての養鶏農場において、防鳥ネットの整備など野鳥及び野生動物の侵入防止対策や鶏舎への出入りに際しての消毒を徹底するとともに、死亡鶏の増加による早期発見・早期通報に努め、本病ウイルスの侵入防止及びまん延防止に引き続き努める必要がある。

4 移動制限区域の取扱いについて

発生農場周辺に設定されている移動制限区域及び搬出制限区域に関して、以下のとおり対応することが了承された。

- (1) 当該制限区域に係る清浄性確認検査の結果、すべての農場で感染が確認されなかった場合には、搬出制限区域の制限を解除して差し支えない。
- (2) 移動制限区域については、最終発生に係る防疫措置の完了後 21 日が経過した時点で解除して差し支えない。